

## SOS ニュース

### 弁理士に依頼できること

弁理士は工業所有権の特許庁に対する手続きの代理を業務としています。工業所有権は、特許、実用新案、意匠、商標、が代表的なものです。

特許は発明に対して与えられるもので特許出願という手続きにより発明の内容を特許庁に書面にて説明し、確かに今まで誰も考えたことがなく、また簡単に思いつきそうもないもない、と判断された場合には最大で特許出願の日から20年間、その発明の実施を独占できるというものです。

実用新案は考案に対して与えられるもので、考案と発明は名称は違いますが、ほぼ同等のものと考えてよいです。実用新案と特許との違いは、特許が特許庁の審査を経て登録されるのに対し、実用新案は特許庁に説明の書面を提出すれば原則的にすべて登録される点です。これではだれでも実用新案を選びそうですが、実用新案の場合には登録されたあと、勝手に同じアイデアを実施している相手を見つけても、それを中止させるためには、特許庁に中止させてもよいか、お伺いを立てる必要があるのです。特許庁がOKを出したら中止させるための措置をとることができるのですが、NGの場合にはせっかく登録していても中止のための措置をとることができません。それで、発明（考案とほぼ同等）をした人は実用新案でなく、特許の出願をする傾向が高いのです。

意匠は、デザインに対して与えられる権利で、新しいデザインの商品を考えた場合には、やはり書面で特許庁にそれを説明し、新しく、簡単には思いつかない、と判断された場合にはやはり意匠の独占実施を認めてもらえます。

商標は、トレードマークに対して与えられる権利で、商品やサービスに新しいネーミングやロゴを考えた場合に、他に似ている登録がなければ独占的に使用する権利を認めてもらえます。これもやはり特許庁に対して書面にて説明をしなければなりません。

弁理士の仕事は、これら書面をできるだけ特許庁が納得するような内容で出願人に代わって作成し、特許庁に提出するというものです。また特許庁がこの内容では権利は認められない、と判断した場合でも、書面を修正したり、反論するなどして、特許庁を納得させる仕事もします。

そのほか弁理士の仕事としては、勝手に他人が特許発明などを実施している場合にそれをやめさせるための書面を作ったり、特許発明などを他人に実施させる代わりにライセンス料をもらう交渉をしたり、そのライセンス契約書を作ったり、といった仕事をします。

一部の弁理士が行っている仕事ですが、特許などの価値を算定する仕事なども行います。

以上

平成29年3月10日

弁理士 工藤 一郎

\* 無断転写禁止